

答申第385号

平成20年9月10日

神奈川県公安委員会
委員長 小椋 進 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成20年4月23日付けで諮問された職員の免職処分に関わる記録一部非公開の件（諮問第572号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

身上調査書について一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、免職処分を受けた元職員（以下「本件職員」という。）について、懲戒審査委員会で審査されるに当たって作成された行政文書のうち、身上調査書（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県警察本部長が、平成20年2月22日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当の点について

(ア) 年齢だけでは、既往の職歴があるか、新卒なのか分からない。

(イ) 「平素の行状」については、良い事が書いてあるのか、悪い事が書いてあるのか分からない。もし、良い事だけ書いてあったら、まさに不公平で身内をかばう行為であり、悪い事が書いてあったら、それに伴って処分を受けた人間がいたはずである。

(ウ) 「既往の懲戒処分等の年月日、種別、程度及び理由」について公開されれば、例えば、始末書を何枚書いたら戒告や訓戒になるなどが分かり、職員にとって防御になる。

(エ) 本件職員の氏名が公開されているから、他の情報は個人が識別される情報であると判断するのは、おかしい。条例の作りが曖昧で不当なため、実施機関に組織の防御として転用されている。

(オ) 本件職員については、既に新聞や週刊誌で報道され、丸裸にされている。そのような者の何を守る必要があるのか。

イ 条例第5条第4号該当の点について

(ア) 非公開となっている「加重すべき事情」及び「軽減すべき事情」については、公開すると、監察事務の遂行に阻害要因になるというつな

がりが分からない。その判断は、不誠実、不当なものである。

(イ) 他の職員の防御のためにも、これだけのことをやったら、たとえ過去に人命救助などの功労があったとしても、こういう処分を受けるのだと、実際に知らせておくべきだ。

(ウ) 実施機関の非公開理由が、もし今後の処分自体がスムーズに行われなくなるという理由であったとしても、堂々と処分すればいい。そして処分を受けた者から訴訟を提起されたとしても、組織として受けて立てばいい。職員を守っている理屈のようであるが、実は組織を守っているに過ぎず、非常に不明瞭だ。

ウ その他

実施機関が本件職員に対して行った処分は、本当に公平が保たれた処分であったのか。内規として判断基準があるのならば、それ自体を公開してもいいくらいだ。処分に関わる規則が一般に公開されていなくて、職員が本当に自分の立場を防御できるのか疑問である。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

実施機関は、「平成20年2月免職の処分を受けた元警視のその処分を神奈川県公安委員会に付するにあたって神奈川県警察本部にて用意した状況資料の一切及びその件を審議した委員会のその部分の記録一切」という請求から、「懲戒審査要求書」、「委員会記録」、「勧告書」及び「規律違反の処分及び措置予定の公安委員会報告について」を対象文書として特定した。

「懲戒審査要求書」のうち、本件行政文書の非公開部分には、

ア 本件職員の採用年月日等個人に関する情報及び個人の人格と密接に関係する情報

イ 処分の加重及び軽減事情に関する情報

が記載されている。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件行政文書には、本件職員の採用年月日、給料、既往の懲戒処分等の年月日、種別、程度及び理由、平素の行状に関する情報（以下「本件採用年月日等」と総称する。）が記載されている。本件採用年月日等は、本件職員の氏名が公開されているため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件採用年月日等については、条例第5条第1号ただし書アの法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報、同号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、同号ただし書ウの公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書ア、イ、ウ又はエのいずれにも該当しない。

(3) 条例第5条第4号該当性について

本件行政文書には、本件職員に対して行った処分時の加重又は軽減すべき事情に関する情報（以下「本件処分等に関する情報」と総称する。）が記載されている。本件処分等に関する情報には、処分措置の適否、軽重等を判断する際の、個々の処分事案に応じた具体的かつ詳細な審査等の基準が推測される情報が含まれており、当該情報を公開することは、任命権者の裁量権の適正な行使に支障を与え、今後の監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるため、条例第5条第4号に該当する。

(4) その他

不服申立人は、「内規として判断基準があるのならば、それ自体を公開してもいいくらいだ」と述べているが、警察庁において、懲戒処分の種類を示した「懲戒処分の指針」（以下「懲戒指針」という。）を各都

道府県警察に通達し、公表している。しかし、懲戒指針は、あくまでも基本的指針を示したものであって、実際の処分に当たっては、個々の事案ごとに様々な調査を加えた上で総合的に判断するものであるため、一律に基準として示すことはできない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、免職処分を受けた本件職員について、懲戒審査委員会で審査するに当たって作成された文書のうち、身上調査書である。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件採用年月日等は、本件職員の氏名が公開されているため、個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報と認められることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件採用年月日等は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、同号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、同号ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書きに該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 不服申立人は、前記2(2)イのように、本件処分については、不誠実、不当なものであり、処分を受ける職員の防御のためにも公開すべきである旨主張している。

エ しかし、地方公務員法に基づく懲戒処分に当たっては、懲戒処分を行うか否か及び同法に定められた4種類の処分の内容のうちどの処分が相当であるかの判断については、任命権者に裁量権が認められていると解されることから、内部的な審査の基準が推測される情報を公開すると、裁量権の適切な行使を妨げる可能性があり、公正かつ円滑な人事の実施に支障を及ぼすおそれがある。

オ したがって、本件処分等に関する情報は、全体としてどのような情報が判断材料とされ得るかについての基準や懲戒処分の内容を検討する際の内部的な審査基準が推測される情報であると認められることから、公開することにより、実施機関が行う今後の同種事案発生時における適正な監察事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(5) その他

ア 不服申立人は、前記2(2)ウのように、処分を受ける職員の防御のためにも、実施機関の行う懲戒処分の判断基準を公開すべきである旨主張している。

イ 当審査会が確認したところ、実施機関が行う処分の基本的指針である懲戒指針については、実施機関が前記3(4)で述べているとおり、現在、警察庁のホームページに通達という形で公表され、規律違反の態様や基本となる懲戒処分の種類等が記載されていることが認められる。

ウ しかし、本件処分等に関する情報については、本件処分に関する具体的かつ詳細な審査等の基準が推測される情報が記載されており、当該情報を公開することにより、今後の監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるという実施機関の主張は妥当であると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年4月23日	○ 諮問
5月14日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5月27日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
6月24日 (第74回部会)	○ 審議
7月10日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
7月22日 (第75回部会)	○ 審議
8月18日 (第76回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
辻 山 栄 子	早 稻 田 大 学 教 授	部 会 員
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成20年9月10日現在) (五十音順)